平成２４年（フ）第３０２号
札幌市白石区栄通１丁目14番31号　ハイツシドＣ号
破産者　斎藤　雅之
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３号
宮城県名取市美田園５丁目９番地の18　フラン・ジェルメ204号
破産者　藤井　茂之
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
仙台市宮城野区原町１丁目１番66―402号
破産者　金野　　有
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
山形県上山市河崎３丁目３番20号、前住所山形県上山市葉山４番27号
破産者　佐藤　　一
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
川崎市幸区鹿島田194番地　深瀬荘201、前住所川崎市幸区南加瀬５丁目５番64号
破産者　井ノ上二三郎
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６号
川崎市幸区鹿島田194番地　深瀬荘201、前住所川崎市幸区南加瀬５丁目５番64号
破産者　井ノ上芳美
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
富山県砺波市表町１番10号　アパガーデンズ砺波駅前203号室
破産者　髙井　和文
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第７２５号
名古屋市名東区勢子坊１丁目304番地　藤和レジデンス401号
破産者　久保田証治
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
名古屋市港区春田野３丁目1510番地　パレス春田野401号
破産者　後藤　竜也
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅８棟704号
破産者　後藤　金二
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７号
愛知県瀬戸市赤重町72番地の２　ハイツ山水101
破産者　北村　美幸
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５号
名古屋市西区那古野２丁目17番22号
破産者　杉浦　郁雄
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２６号
名古屋市西区那古野２丁目17番22号
破産者　杉浦富貴子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４３号
名古屋市中川区西日置２丁目14番１号　サントピア日置1002号、住民票上の住所名古屋市中村区名駅南５丁目５番９号
破産者　岩室　映子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８号
名古屋市北区城東町３丁目68番地　岩村ビル302号
破産者　三浦　英博
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７９８号
兵庫県川西市萩原台西３丁目135番地、開始決定時の住所大阪府箕面市石丸３丁目19番20号
破産者　落合　豊彦
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９１４号
大阪市平野区喜連西４丁目４番　西喜連住宅38号館406号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市永和２―17―27
破産者　下田　賢司
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０９１号
大阪府東大阪市若江本町４丁目１番38号
破産者　橋本　尊弘
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２９５号
大阪府豊中市庄内東町３―19―36医療法人篤友会総合坂本病院分院内、住民票上の住所大阪市中央区日本橋１丁目10番15号富士ハイツ203号
破産者　田中　啓子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部